

空家・空地バンク、開設しました。

牛久市の空家・空地进行、
買いたい・借りたい、
売りたい・貸したい方へ。

地域のために、みんなのために。

家や土地を持っているけど、ずっと使われていない。

活用されていない家や土地と、住まいや土地を探している人をつなぎます。

お気軽に空家対策課までご相談下さい。

詳しくはこちら

牛久市 空家・空地バンク 🔍

<https://www.city.ushiku.lg.jp/page/page006232.html>

空家・空地
バンク

市内の空家・空地进行を売りたい・貸したい所有者の方の物件を市に登録し、市はホームページ等でその情報を公開します。その情報を見て、買いたい・借りたいという利用希望者と所有者との橋渡しを市と公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会（以下「宅建協会」という）が協働で行う制度です。

売却



賃貸



相談



ご相談
お待ちしております。



茨城県牛久市 空家対策課

〒300-1292 茨城県牛久市中央 3-15-1

☎029-873-2111 [E] akiya@city.ushiku.ibaraki.jp

うしく、うしく。



空家・空地バンクに 登録してみませんか？

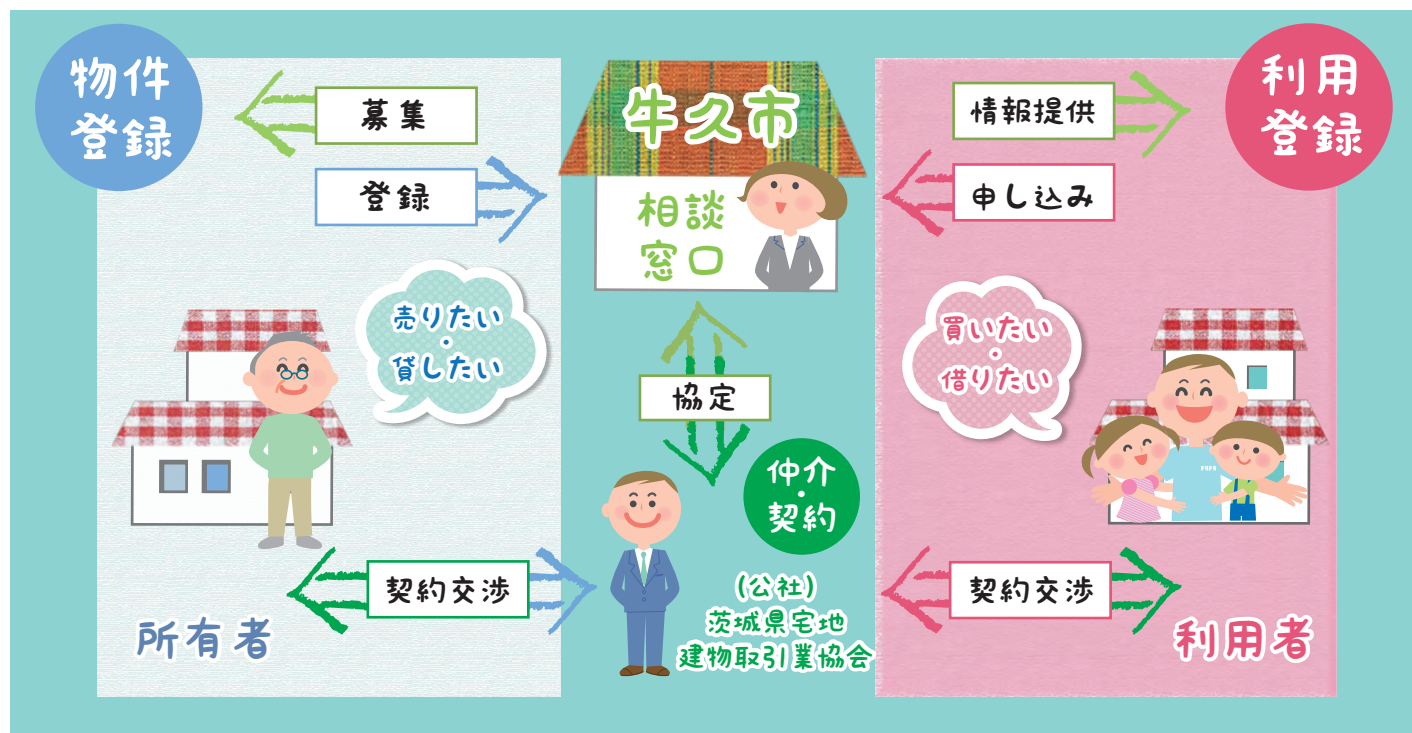
資産維持

家賃収入

地域貢献



空家・空地バンクの仕組み



空家・空地バンクに登録できる物件



空家

次のいずれにも該当する建築物

- 1 個人が居住を目的として建築し、現に居住していない（居住しなくなる予定のものを含む）牛久市内にある建築物。ただし、賃貸借又は分譲を目的として建築されたものを除く。
- 2 安全性に問題がなく、登記されている建築物。
※老朽化が著しい、大規模な修繕が必要な空家などは登録できないことがあります。

空地

居住を目的として建築物を建築することができる個人所有の土地で、現に使用されておらず（近く使用しなくなる予定のものを含む）、良好な管理状態にあり、かつ、建築物が存在しない市街化区域内、市街化調整区域の既設団地内又は市街化調整区域内で線引前から建築物が建っていた土地（土地の不動産登記における表題部地目が宅地に限る）。



空家・空地バンクの申込・交渉・契約方法



申込方法

所定の申請書類に必要事項をご記入いただいたうえで、牛久市空家対策課までご提出下さい。
なお、申請書類については窓口にて配布するほか、牛久市 HP からダウンロードできます。

交渉・契約方法

物件の売買・賃貸借に関する交渉や契約等の仲介は、宅建協会の会員である宅地建物取引業者等が行います。市は交渉や契約には関与しませんので、あらかじめご了承下さい。※売買・賃貸借契約が締結されたときは、法律で定められた仲介手数料が必要となります。